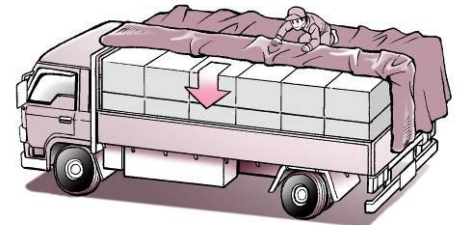


3 荷主構内における陸運業の荷役作業の特徴と災害の要因

すでに見てきたように、陸運業においては死傷災害の約7割が人力荷役作業中の災害となっており、作業別で見ると積卸し作業中が、そして事故の型別で見ると墜落・転落が多くを占めています。これらの災害は、多くが荷主等（荷主、配送先、元請事業者）の事業場で発生しており、荷主等の構内における荷役災害の防止が大きな課題となっています。

これらの災害の発生要因は、陸運業における次のような作業の特徴がその原因と考えられます。



(1) 荷主等の構内の作業環境等により危険度が異なる

荷主等の構内で荷役作業を行う際は、その構内を管理している荷主等が作業環境等を決定する、つまり設備、作業経路や作業方法等を指定することが一般的です。作業環境等には次のようなものがありますが、作業環境等によっては安全対策が不十分になる可能性があります。

【設備や作業内容による作業環境の違い】

プラットフォームの有無、建屋内荷役、土場作業、クレーン荷役、フォークリフト荷役など

【立地、天候などによる作業環境の違い】

傾斜地、狭小な作業場所、雨天時の露天作業、強風、交通混雑なエリア、暗い場所、油や水で滑りやすい場所、雑音がひどく合図が聞こえない環境、人の往来が多い環境など

(2) 荷主等と陸運事業者による共同作業では作業の指揮命令系統が不明確となることがある

例えば、フォークリフトを使用してトラックから荷の積卸し等の作業を行うときは、その作業現場の作業計画を策定するとともに、作業指揮者を選任しなければなりません。共同作業の場合でも、それぞれの事業者が作業指揮者を選任する必要があり、作業指揮命令系統が複数で不明確になる可能性があります。

(3) 荷主等の構内における作業では陸運事業者による直接管理が難しい

貨物自動車の走行中は、GPSや通信機器の活用により一定程度遠隔での安全管理を陸運事業者が行うことが可能ですが、荷主等の事業場構内での荷役作業については、陸運事業者による直接的な管理監督が難しいということがあります。

(4) 荷主等の発注内容に作業の詳細が不明確な場合や、急な変更がある場合がある

荷役作業を荷主等が行うのか運転者が行うのか明確に決まっていない場合で、貨物自動車運転者が発地、着地において、初めて荷の積卸し等荷役作業に従事することがわかった場合は、安全な作業方法等について十分な検討がなされないまま作業を行う可能性があります。

また、次のように取り扱う荷の形状、重量が大きく異なることから、その作業内容、使用機材、作業に必要な熟練度が大きく異なり、作業に対応した安全対策が十分でない可能性があります。

【荷の形状】：長尺物、パレット荷、ばら物、円筒形の荷、袋物、ダンボール箱、木箱、
トップヘビーなどの不安定な荷、ドラム缶など液体物、特殊品

【重量】: 20 キログラム以下の手荷役可能貨物、100 キログラム未満の重量物、100 キログラム以上の重量物、1 トン以上の重量物、10 トン以上の重量物、100 トン以上の超重量物 など

なお、長時間の運転では、疲労が蓄積するとともに、固定された姿勢による身体的な影響も大きく、運転後の荷役作業では腰痛・転倒災害発生が高くなる可能性があります。

また、荷役作業後に自動車運転を行う場合は、交通労働災害の発生が高まる可能性があります。



4 企業の責任とリスクの視点から見た荷役災害

今まで荷役関係災害の発生状況、墜落・転落災害事例、そして荷役関係災害の類型について述べてきましたが、ここではそのような荷役関係災害が発生した場合に、荷主等及び陸運事業者が受ける影響について、企業の責任とリスクの視点から整理します。

(1) 荷役作業とその関係者

荷役作業には、例えば次のような関係者があります。

- ① 荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）の従業員
- ② 荷主等の委託事業者あるいは請負事業者の従業員
これらの者は①の者との間で委託契約、請負契約を結び、その内容に基づいて業務を行うこととなります。
- ③ 荷主等の派遣労働者（①の者との間で労働者派遣契約を締結した派遣元事業主と労働契約を締結して派遣された派遣労働者をいいます）
これらの者は、①の者の指揮命令を受けて業務を行うこととなります。
- ④ 運転者・配送人
④の者は、陸運事業者に雇用され、その指示に基づき運送業務を行っており、荷主等とは直接的な契約関係にはなく、その指揮命令系統下にはないことが一般的です。

このように、製造業などいわゆる荷主等の立場にある事業者の現場（工場などでトラックへの貨物の積卸し、積付けなどを行う場所）でも、建設事業者や造船事業者の現場と同様に、様々な立場の関係者が、異なる指揮命令系統下で、様々な業務・作業に従事しているといえます。

(2) 荷役作業における企業の責任

ア 労働安全衛生法等に伴う責任

一般に、事業者（労働基準法では使用者）は、労働安全衛生法等によって、労働者に対する災害防止のための措置を講ずる義務を負っています。

労働災害が発生した場合には、労働安全衛生法違反や刑法第 211 条（業務上過失致死傷等）として罰せられることがあります。特に労働安全衛生法は、労働災害防止を目的とした法律であるため、労働災害が発生していない場合でも違反が成立し処罰の対象となる可能性があること、また、当該違反行為を行った者だけではなく、その事業主に対しても罰金刑が科せられる（両罰規定）ことにも注意が必要です。

労働安全衛生法で定められている措置義務は、原則として労働者を直接雇用する事業主に課されていますが、労働者派遣の役務の提供を受ける者については労働者派遣法第 45 条により、労働者を直接雇用していない場合でも事業者としての措置義務が課される場合があります。

また製造業については、同法第 30 条の 2 で「元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。」とされており、直接雇用する労働者以外の者の労働災害防止についても義務が課されている場合があります。

(参考)・「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」のポイント (厚生労働省パンフレット) <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/061120-1.pdf>

なお、派遣労働者は直接の雇用関係にありませんが、労働災害防止に関する事項については、原則として派遣先の事業場が安全衛生管理に関する義務を負うこととなっています。

(参考)・派遣労働者の安全と健康の確保のために (厚生労働省製造業向けパンフレット)
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/040617-1.html>

・陸運業・倉庫業で働く派遣労働者の安全・健康のために (厚生労働省パンフレット)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei29/101130-3.html>

イ 安全配慮義務に伴う責任

労働契約法第5条(労働者の安全への配慮)では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」と規定されています。

安全配慮義務は、労働契約法が施行される以前から判例によって積み重ねられてきた概念であり、次の判例があります。

「労働者が労務提供のため設置する場所、設備もしくは器具等を使用し又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務」(川義事件:最高裁第3小法廷判決昭和59年4月10日)

この安全配慮義務は、労働者の職種、労務内容、労務提供場所等の具体的状況によって内容が異なるものです(上記判例)。そして、万が一労災事故が発生した場合には、同義務違反として、使用者が損害賠償責任を問われるケースがあることとなります。安全配慮義務は、雇用関係に付随する義務であるため、一般的には、従業員を雇用する雇用主(事業主、使用者)が負担し、これに違反した場合には、債務不履行責任(民法第415条)に問われる可能性があります。過去の判例では、直接的な雇用関係にある場合だけでなく、例えば元請事業主/下請の労働者間(最高裁第1小法廷判決平成3年4月11日)などで同義務違反を認容した例もあり、直接の雇用主以外の者にも責任が認められる場合があるといえます。

なお、安全配慮義務と労働安全衛生法の関係については、同法で定める措置義務が安全配慮義務を考える上での基準となるとの判例(大阪高裁判決昭和63年11月28日-前述の最高裁第1小法廷判決平成3年4月11日でもこれが支持された)があり、また、同法に基づく指針や関係通達なども安全配慮義務を履行する上で基準となり得ます。さらには、これらの法令等を遵守していた場合でも、労働現場における具体的な状況を踏まえた安全配慮を求められる内容の判決(福岡高裁判決平成元年3月31日)が示されたこともあり、事業者は、これらのことを考慮に入れた安全衛生対策を構築していくことが必要です。

さらに、安全配慮義務違反によって債務不履行責任を問われる場合だけでなく、過失等によって不法行為責任(民法第709条等)を問われる可能性があることも理解しておく必要があります。この場合には、当然のことですが、労働者との雇用関係の有無は必要がなく、労働災害による労働者の死傷が事業主、使用者、施設所有者などの故意・過失によって生じたなど一定の要件を充たせば、責任を問われる可能性があることに注意が必要です。

【過去の判例】

- 鋼材荷積み作業補助中に鋼材にはさまれ、親指を切断した事例（札幌地裁判決昭和 62 年 8 月 27 日）
- 被災時の作業分担から、鋼材の運搬を発注した会社（発注先会社）と、鋼材の運搬を請け負った会社（注文先会社）の従業員であるトラックの運転手（被災者）との間に、雇用関係と同様の法律関係を認めず、安全配慮義務に関する債務不履行責任は否定するも、発注先会社及び同社作業員の注意義務違反を認定して民法第 715 条の使用者責任を認定した。
- 民法 715 条（使用者の責任） ①ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。
- ② 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。
- ③ 前 2 項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。
- 鋼材をクレーンで吊り上げトラックに積み込む作業中に、積んでいた鋼材が崩れて骨折した事例（東京地裁判決平成 8 年 7 月 31 日）
- A 社作業現場にある鋼材をクレーンでトラックに積み込む作業をしていた A 社代表者を B 社トラック運転手が自発的に手伝っていたところ、積まれていた鋼材が崩れて B 社トラック運転手が被災した事故において、A 社代表者が運転手の助力を承諾し、共同で作業を行っていたという事情があるときは、A 社代表者は鋼材が崩れて、運転手が受傷しないよう鋼材の積み上げ状況を点検しつつ作業を行う注意義務があり、本件ではそれを怠った過失があると判示した。B 社に対しては、業務外の行動についてまで従業員に対し安全配慮義務や安全教育を行う義務を負わず、さらに事故が B 社の管理の及ばない場面で発生しているなどの事情があるため、B 社は損害賠償責任を負わないとした

また、これらの法的責任とは別に、25 ページにあるように荷主に対して行政指導が発せられるケースもあり、荷主といえども安全管理をなおざりにできないことは明らかであるといえます。

なお、どのような場合に雇用主以外の者（荷主等）に対してもこのような債務不履行責任（安全配慮義務違反に基づく損害賠償責任）が問われるのかについては、前述の最高裁第 1 小法廷判決（三菱重工神戸造船所事件：平成 3 年 4 月 11 日）が「①注文者（当該判決では元請。以下同じ。）の管理する設備、工具等を用い、②事実上注文者の指揮、監督を受けて稼働し、③その作業内容も注文者の従業員であるいわゆる本工とほとんど同じであったというのであり、このような事実関係の下においては、注文者は、下請企業の労働者との間に特別な社会的接触の関係に入ったもので、信義則上、右労働者に対して安全配慮義務を負うものであるとした原審の判断を正当として是認することができる」と判断しており、これら 3 つの要素は雇用主以外の者が安全配慮義務を負担するか否かの判断において重要な要素になると考えられます。そして、仮に安全配慮義務を負担しない場合であっても上記過去の判例では不法行為責任は認められており、安全配慮義務違反に基づく損害賠償責任よりも不法行為に基づく損害賠償責任が広く認められることもあるといえます。

(3) 荷役災害と企業のリスク

荷役作業の安全管理に伴う義務と、それに違反した場合の法的責任については前述のとおりですが、他にも様々な損害が発生することが考えられます。以下、関係者ごとに具体的に整理します。

ア 荷主等の損害

- ① 自社従業員の死傷や休業による損害
- ② 貨物、設備・機器、車両等の毀損による損害
- ③ 荷役災害に伴う様々な業務負担の増加による損害
 - 構内の安全対策不備が原因であった場合に発せられる行政指導・改善命令とこれらへの対応による負担増（当該対応に伴う従業員の追加残業代、安全設備等の購入・設置費用など）
 - 事務処理（緊急的な警察、消防・救急対応、被災従業員の家族対応、労災保険の各種手続き、労働基準監督署の調査等への対応など）の増加に伴う通常業務への負担増
- ④ 災害発生現場が使用できなくなることによる入出荷の遅延
- ⑤ 取引先、周辺地域などで悪評が広まる風評リスク（危険な作業を強いる、安全を軽視する、下請を酷使するなど）
- ⑥ 安全が確保されていない構内で作業することによる従業員ほか関係者のモラル低下
- ⑦ 被災者またはその家族からの損害賠償請求
- ⑧ 自社構内で作業に従事する請負事業者、派遣事業者、陸運事業者などからの、死傷や先方所有財物（車両等）が毀損したことに基づく損害賠償請求
- ⑨ その他労働災害が発生したことによる経営問題の発生とそれに伴う会社業績への影響（各種対策に伴う支出増加、顧客離れによる受注大幅減など）

イ 陸運事業者の損害

- ① 自社従業員の死傷や休業による損害
- ② 自社車両等の毀損による損害
- ③ 荷役災害に伴う様々な業務負担の増加による損害
 - 事務処理（緊急的な警察、消防・救急対応、被災従業員の家族対応、労災保険の各種手続き、労働基準監督署の調査等への対応など）の増加に伴う通常業務への負担増
- ④ 毀損車両が使用できなくなる、被災従業員が休業することによる運送効率の低下
- ⑤ 取引先、周辺地域などで悪評が広まる風評リスク（安全運行を軽視するなど）
- ⑥ 従業員ほか関係者のモラル低下
- ⑦ 被災者またはその家族からの損害賠償請求
- ⑧ 荷主、配送先からの、死傷や先方所有財物（車両等）が毀損したことに基づく損害賠償請求
- ⑨ その他労働災害が発生したことによる経営問題の発生とそれに伴う会社業績への影響（各種対策に伴う支出増加、顧客離れによる受注大幅減など）

(4) 各損害への対応策

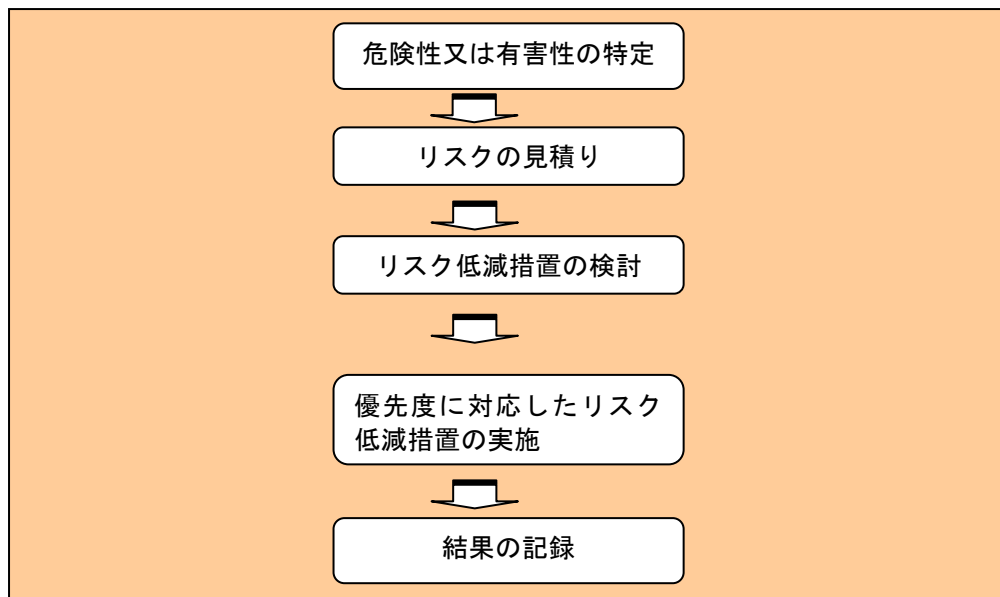
損害が発生しないようにするため、あるいは発生したとしてもその影響をできるだけ小さくするためには、荷主等において、損害につながる災害の発生をできる限り予防すること、及び災害が発生して損害が生じてしまったときに備える手段を確保しておくことが必要となります。



損害への対応についての全体像

なによりもまず災害が発生させないことが重要です。このためには、災害の発生を予防するための対策を実践していく必要があります。

荷役災害の予防のための手法として最も身近なものに、『運輸業等における荷役災害のリスクアセスメントの進め方（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署）』等にまとめられているリスクアセスメントがあります。リスクアセスメントについては「第3 荷役作業におけるリスクアセスメントの実施例」で詳述しますので、ここでは概要だけ示します。



リスクアセスメントの概要

繰り返しになりますが、損害が発生させないことを常に念頭に置いて、リスクアセスメントをしっかりと実践していくことが非常に重要です。

災害の発生を予防するための対策をしっかりと施したとしても、やむを得ず事故が起こってしまうときもあります。このような場合に備えて、災害が発生して損害が生じてしまった場合に備える手段を確保しておかなければなりません。具体的には、損害保険など保険や共済制度を活用することにより、万が一事故が発生しても経営に影響が及ばないよう、資金的な手当をしておくこととなります。

○ 荷主等の損害と対応する主な保険

① 自社従業員の死傷

第一義的には国の労災保険制度（労働者災害補償保険法）から支払いがなされますが、事業主の災害補償規定に比べてその額が十分でないことも考えられます。また、死傷した従業員や家族に対して事業主が損害賠償責任を負うこともあります。そのようなケースでは、基本的には各事業主の費用負担により、下記のような制度をあわせて活用することで補償の充実を図ることができます。

- ・国の労災保険制度による補償への上乗せ保険（法定外補償保険）
- ・使用者賠償責任保険
- ・傷害保険・共済

その他生命保険・共済などの制度もあり、被災者の補償にも活用できると考えられます。

② 貨物の毀損

貨物の毀損については、通常荷主が手配する貨物保険や動産総合保険などで必要な補償を得ることができます。

③ 施設・設備・機器（含む各種車両）などの毀損

事業主が所有・使用等する施設などは、火災保険・機械保険などで偶然な事故による損害に備えることが一般的です。また、トラック、フォークリフトなどの車両への損害については、自動車保険（車両保険）などを手配することで保険によるてん補を受けられます。

④ 第三者に対する賠償責任

例えば荷主構内において、荷主側の指示ミスで陸運事業者の従業員がケガをした、というようなケースを考えてみます。従業員の安全管理については、前述のとおり、第一義的にはその雇用主である事業主が責任を負っています。しかし荷役作業においては、作業する場所が陸運事業者の目の届かない荷主構内において行われることが多く、陸運事業者の管理下でない場合に労災事故が発生することもあります。前述のとおり、ケースによっては荷主等に債務不履行や不法行為に基づく損害賠償責任が発生することもあり、そのような場合に備えて、賠償責任保険などの保険を活用する方法もあります。

(5) 行政機関による指導の事例

労働局、労働基準監督署では、平成23年6月の「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」の通達を受け、荷主等の構内での労働災害については、その再発防止のため、陸運事業者へ行政指導を行うとともに、以下の荷主等への指導の例のように、荷主等に対しても必要な指導を行うこととしています。以下は、その荷主等への指導の例ですが、労働災害を引き起こすことは、当事者間の問題だけにとどまらず、行政からの指導を受けることにもつながる可能性があるといえます。荷主等の立場にある企業は行政指導を受けることで、先に述べたような法的責任の負担や様々な損害を被るだけでなく、自らの安全管理への取組みに対する信頼感の低下・喪失、そして最悪の場合には、社外へ事実が伝わることでその社会的信用が損なわれるという事態につながりかねないことも理解しておく必要があります。

【労働基準監督署による荷主等への指導の例】

<災害の状況>

陸運事業者の労働者（運転者）が、依頼された荷を搬送した後、搬送先で当該事業場のフォークリフトを用いて荷卸しようとしたところ、フォークリフトの運転操作を誤り、高さ1.25mのプラットフォームからフォークリフトごと転落した。

<荷主等（搬送先）への指導事項>

荷役作業の安全確保について

自社以外の者に、フォークリフトを使用させる場合は、次の事項に留意する。

- 1 運転技能講習修了証を携帯していることを確認する（最大荷重1トン未満のフォークリフトの場合は、特別教育を受けていることでも可）
- 2 フォークリフトを貸与する場合、定期自主検査を実施し、安全性を確認したものを貸与する。
- 3 作業者が必要な資格等を持っていない場合、その資格等を持っている自社の作業者に使用させる。

その他、以下について措置することが望ましい。

- ・陸運事業者との協議の場を設置すること。
- ・安全作業連絡書により、陸運事業者への荷役作業の有無、内容、役割分担などを通知すること。
- ・作業手順書の作成や安全設備の設置、作業間の連絡調整を図ること。

指導時の配布資料：「荷主の皆様へ 自社構内での荷役作業の安全確保にご協力ください。」（厚生労働省パンフレット）

(6) まとめ

以上述べてきたように、企業は、荷役災害の発生によって、労働安全衛生法違反等に基づく責任、安全配慮義務違反に基づく債務不履行責任、過失等に基づく不法行為責任という法的責任を負ったり、労働基準監督署から行政指導を受ける可能性があるだけでなく、従業員の死傷・休業、貨物、設備・機器、車両等の毀損などの損害を被るおそれがあります。これらの法的責任の負担、行政による指導、そして様々な損害は、荷主等あるいは陸運事業者のいずれか一方だけが原因となり、いずれか一方だけに発生するとは限らないため、双方が認識をして自らその低減に取り組んでいくことが必要です。

繰り返しになりますが、荷役災害をできるだけ予防するためには、荷主等と陸運事業者の双方がしっかりとリスクアセスメントを実践していくことが重要であり、また万が一の損害の発生に備え、資金手当などの対応策を検討しておくことも必要と考えられます。